項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
供弁いと、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業と者に、大の介にのいて、 ・事業と者に、大の人にのいて、 ・事業と者に、大の人にのいて、 ・事業と者に、大ののれたりは、たし、大ののれたののれ供が、である。 ・事業とは、大のののれば、大ののののののでは、大ののののののでは、大ののののののでは、大のののののでは、大のののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、ないでは、大ののでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	・利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策 ・中小企業や個人事業主について指摘される問題 ・指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等) ・他の行政調査手続(金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの)における質問時、刑事手続における取調べきとの整合性 ・米国及び欧州との比較(供述聴取時に弁護士の立会いが認められているか、立証における供述調書の位置付け(客観的証拠による立証の可否)、要証事実、立証水準等) ・立会いの範囲(全聴取過程か、又は読み聞かせ・署名押印時等の一部か) ・弁護士の立場(事業者を弁護するための弁護士か、弁護士費用の負担者) ・立ち会う弁護士の役割(不介入、消極的介入、積極的介入等) ・弁護士の立会いが可能であることの告知の要否・任意の供述聴取と審尋との差異

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
録音・録画等に最近のでは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・(供述聴取時における弁護士の立会いが認められない場合においる話導的質問や先入観に基づく誤導による誘導に表が行われていなこと・供述調書の任意性及び信用性についるとなることを防ぐこと	<ul> <li>・供述人たる従業員が、会社や上司をかばって供述しなくなること、報復人事、共同行為者からの報復や将来の取引への影響等を懸念して、供述しづらくなるなど、録音・録画により供述人が萎縮してしまい供述しなくなってしまうおそれ</li> <li>・(調査中の段階で録音・録画情報を開示可能とした場合には)他の従業員との間で供述調整(口裏合わせ)が行われるおそれ</li> <li>・調書化しないことを前提(条件)として供述を促す手法が採れなくなり、実態解明機能が損なわれるおそれ</li> </ul>	<ul> <li>・指摘される懸念(萎縮効果等)が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> <li>・他の行政調査手続(金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの)で録音・録画を実施している例はないこと、及び刑事手続において録音・録画の対象となっているのは身柄拘束事件の一部であることとの整合性</li> <li>・録音・録画の方法(実施主体、録音・録画の別等)</li> <li>・録音・録画の範囲(全聴取過程か、又は読み聞かせ・署名押印時等の一部か)</li> <li>・任意の供述聴取と審尋との差異</li> </ul>
供述調書作成時においては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・(供述調書の記載とは ・(供述調書の記載とは ・(はであり、) ・(はであり、) ・(はではでするででででででででででででででででででででででででできるが、はないできるででででででででででででででででででででででででででででででででででで	<ul> <li>・供述人が供述内容を会社に知られることを 懸念(=萎縮)して事実を供述しなくなる おそれ</li> <li>・他の従業員との間で供述調整(口裏合わせ) が行われるおそれ</li> <li>・事業者がその従業員の供述内容を監視する 効果を有し、従業員が自由に供述すること の妨げになるおそれ</li> </ul>	<ul> <li>・利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策</li> <li>・指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> <li>・他の行政調査手続(金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの)における質問時、刑事手続における取調べ時に調書の写しの交付を認めていないこととの整合性</li> <li>・米国及び欧州との比較(供述調書の作成時に写しの交付が認められているか、立証における供述調書の位置付け(客観的証拠による立証の可否)、要証事実、立証水準等)</li> </ul>

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
	により実態解明に資すること) ・供述調書に記載の内容が、供述 したとおりとなっているかどう かを検証できるようにすること		・平成25年改正法において処分前手続開始時に 調書の閲覧・謄写が認められていることの意 義・目的 ・任意の供述聴取と審尋との差異
供述を供述る供述のは、とのは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、こ	・(供述調書の記載内容を細部上でで記載とは事事とは事事の記載とは事の記載とは事のの記載とは自らの明確を検証を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	<ul> <li>・供述人はできる限り詳細にメモを取ろうとすることが予想され、メモの作成に気を取られて審査官の質問に真摯に対応し頻繁になるとともに、メモの作成のために頻繁に供述聴取が中断されることとなるおそれ</li> <li>・メモと称して一言一句を記載することとなり、当該メモにより他の従業員との間が容易になるおそれ</li> <li>・事業者がその従業員の供述内容を監視する効果を有し、従業員が自由に供述することの妨げになるおそれ</li> </ul>	・利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策 ・指摘される懸念が解消されない場合の方策及び その実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量 型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導 入等) ・刑事手続における取調べ時にメモの録取を認め ていないこととの整合性 ・米国及び欧州との比較(立証における供述調書 の位置付け(客観的証拠による立証の可否)、 要証事実、立証水準等) ・任意の供述聴取と審尋との差異
立入検査当日 の供述聴取の 不実施	・立入検査後、早急に事実関係を 確認し、もし違反行為が発覚す れば、速やかに課徴金減免申請 を検討する必要があること	・立入検査当日は純粋に供述人の記憶に基づく供述を期待できる機会であり、事後の聴取では十分な供述が得られず、実態解明機能を損なうおそれ	・立入検査当日に供述聴取を受けた会社と受けなかった会社との間で、課徴金減免制度を利用できるか否かに差異が生じる可能性(立入検査当日の社内調査に対する公取委の一定の配慮で足りるか)

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
供述聴取の仕方	・人的資源の乏しい中小企業にと のでは、同一人に対する負担 でも、同一人に対する負担 とをもっている現状を改善すること ・「公取委のストーリーをなぞった 調書が作成されている」「公取委 が希望する調書に署名する指 が発望する調書に署名する指 について改善される必要がある こと	<ul><li>・十分な聴取を行うことができず、実態解明機能を損なうおそれ</li><li>・否認する供述人に対して十分な説得が行えず、実態解明機能を損なうおそれ</li></ul>	<ul> <li>・独占禁止法審査手続における供述調書の位置付け</li> <li>(客観的証拠による立証の可否、要証事実、立証水準等)</li> <li>・指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> </ul>
黙秘権・自己 負罪拒否特権 の認容	・犯則調査の対象に移行する可能性があることから、行政調査においても認める必要があること・課徴金について、準刑事的な性質があり、金額も大きいことから、刑事手続と同様に認める必要があること	・間接強制の担保は効果がなくなり、違反行為に係る供述は拒否されることとなるため、実態解明を行うための事実に即した供述を得られなくなるおそれ	<ul> <li>・個人が刑事責任を問われないこととの関係</li> <li>・最高裁判決において(税法分野の質問検査につき)憲法第38条第1項の保障は及ばないとの判断が示されていることとの関係</li> <li>・米国及び欧州との比較(自己負罪拒否特権の有無、特権を無効化したり放棄させたりする仕組みや調査協力を促す仕組みの有無)</li> <li>・犯則調査における公取委内のファイアーウォールの信頼性</li> </ul>
公取委におけ るチェック体 制の構築	・(審査に関するトラブルの指摘や 改善要望が出されていることを 踏まえ)公取委において調査手 続上の問題が生じないようにす る必要があること(これにより、 独占禁止法の運用に関する信頼 性の向上に資すること)		

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
任意の供述聴 取における審 査官の対応に 対する異議申 立手続の整備	・不当な調査が行われた場合に、 当該状況を速やかに改善する必 要があること(これまでは、弁 護士から都度公取委に苦情を伝 えて改善を申し入れてきたが、 これを制度化するもの)		
供述聴取に関する制度・運 用についての 知識の共有等	・(供述人の法律知識が乏しく誤認する、権利主張ができないなどの場面も少なくないことを踏まえ)供述聴取に関する不明点を供述人に分かりやすく説明すべきこと・(供述聴取に関する事項を含む)公取委の審査手続に関するマニュアルを公表すべきこと		<ul><li>・調査手続の基本的な指針を公表している省庁もあること</li><li>・米国及び欧州との比較(マニュアルの開示の有無、開示されているものの記載内容)</li></ul>